

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 敬愛会
居宅介護支援はせやま

居宅介護支援はせやま サービス提供重要事項説明書

社会福祉法人 敬愛会

当事業所は契約者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業の目的

事業所は要介護認定を受けようとする被保険者が市町に申請があった場合、その事務を受託できる事業者としての運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 事業の運営方針

介護保険受給資格者が要介護状態等になった場合においても、その要介護者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- (2) 心身の状況、その置かれている環境等に応じて、要介護者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 要介護者の意思及び人格を尊重し、常に要介護者の立場に立って提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することがないように公正中立に行う。
- (4) 事業の運営にあたっては、市町、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

3. 事業者

- (1) 法 人 名：社会福祉法人敬愛会
- (2) 法 人 所 在 地：三重県津市片田長谷町226番地
- (3) 電 話 番 号：059-237-1122
- (4) 代 表 者 氏 名：理事長 高山宗親
- (5) 設 立 年 月：昭和31年11月30日

4. 概 要

- (1) 事 業 所 の 種 類 居宅介護支援事業所
- (2) 事 業 所 の 名 称 居宅介護支援はせやま
- (3) 事 業 所 の 所 在 地 三重県津市片田長谷町167番地1

(4) 事業者指定番号 第2470500055号 平成11年8月3日指定

(5) 事業の目的 居宅介護支援サービスの提供

(6) 管理者及び電話 竹川 智宏 TEL059-237-2630

(7) 事業者が行っている他の業務

当事業者では、次の事業もあわせて実施しています。

【特別養護老人ホーム慈宗院】

【特別養護老人ホーム慈宗院短期入所生活介護】

【デイサービスセンターはせやま】

【在宅介護支援センターはせやま】

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 津市内を原則とします。但し、必要に応じ地区域を越えて実施することができる。

(2) 営業時間及び職員体制

営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 但し、年末・年始（12月29日～1月3日）は休業と致します
職員体制	管理者1名 介護支援専門員（人員に関する基準以上）

6. サービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

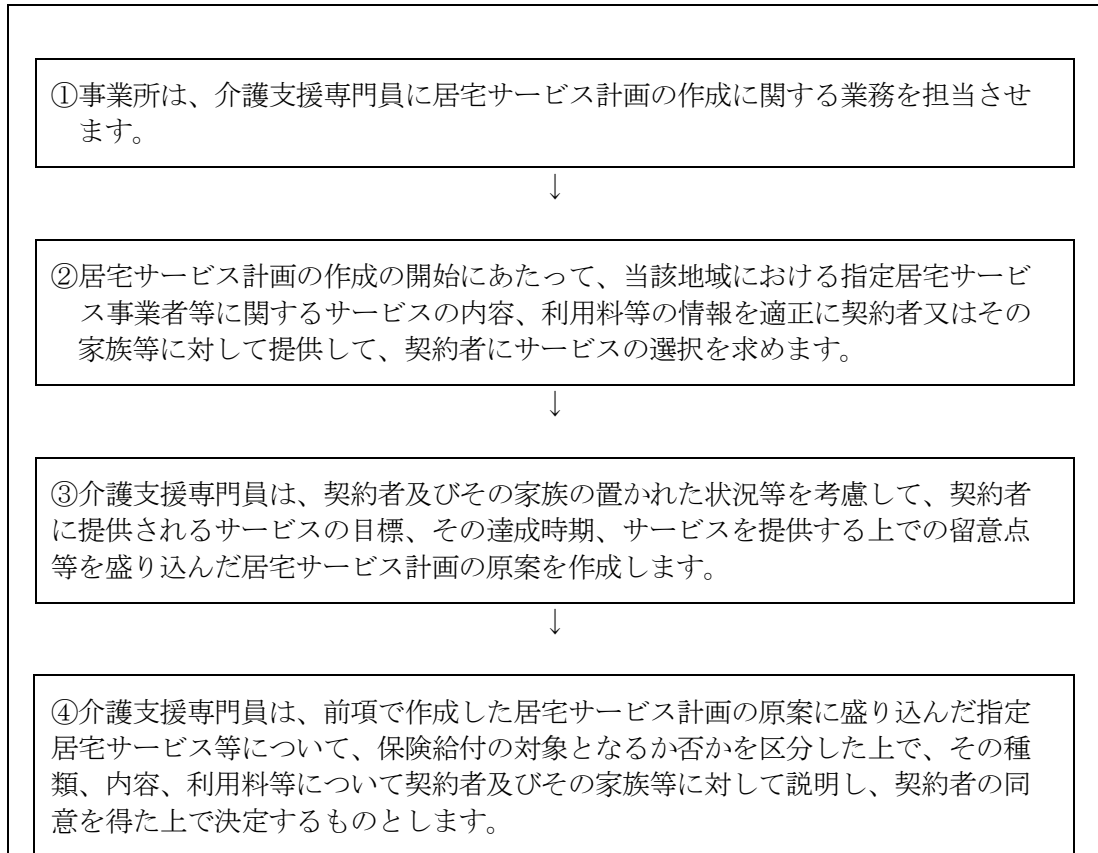
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

契約者のご家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 契約者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

利用料 (1単位10.42円)

要介護1・2 1,086単位/月

要介護3・4・5 1,411単位/月

加 算

①初回加算 300単位/月

- ・新規に居宅サービス計画を作成した場合
- ・要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合
- ・サービス利用期間に2か月の未利用がある場合

②入院時情報連携加算（Ⅰ）250単位/月

病院または診療所に、入院する際に必要な情報を当日に提供した場合

③入院時情報連携加算（Ⅱ）200単位/月

病院または診療所に、入院する際に必要な情報を3日以内に提供した場合

④退院・退所加算

職員と面接をした上、退院・退所に当たって必要な情報を求めその他の連携を行った場合

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携1回	450単位	600単位
連携2回	600単位	750単位
連携3回	—	900単位

⑤通院時情報連携加算 50単位/月

利用者1名1月に1回を限度。通院時に同席し、医師・歯科医に情報提供を行い、医師等からも必要な情報を得て記録した場合

⑥特定事業所加算Ⅱ 421単位/月 （主任介護支援専門員1名＋3名）□

特定事業所加算Ⅲ 323単位/月 （主任介護支援専門員1名＋2名）□

質の高いケアマネジメントを提供する事業所を評価

- ・前6ヶ月間に作成したケアプランにおける各サービスの利用割合及び同一事業所によって提供された割合の公表
- ・必要に応じて生活支援のサービス（インフォーマル含む）が包括的に提供されているようなケアプランを作成していること

⑦看取り期におけるサービス利用前の相談・調整に関わる評価

- ・サービスの実績がない場合でも居宅介護支援費を算定可
- ・ケアプラン作成、各書類の整備、管理を行った場合

(2) 交通費（契約書第 10 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から 1 k m あたり 2 0 円の実費をいただきます。尚、交通費はその都度お支払い下さい。領収書を発行いたします。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。
介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。
但し、契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 事故発生時の対応

当指定居宅介護支援サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者・当該利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

9. 苦情処理について（契約書第 1 7 条参照）

当指定居宅介護支援サービス内容において苦情・相談・ご意見があれば承ります。

施設内苦情相談窓口担当（介護支援専門員）服部政道 0 5 9 - 2 3 7 - 2 6 3 0

法人内苦情相談窓口担当（事務局長）高山宗和 0 5 9 - 2 3 7 - 1 1 2 2

法人内苦情解決のための第三者委員

福井正道（敬愛会評議員） 0 9 0 - 5 8 7 8 - 3 3 5 4

稲垣法重（敬愛会監事） 0 9 0 - 5 8 7 6 - 7 9 4 4

中森長郎（敬愛会監事） 0 9 0 - 5 8 7 7 - 2 2 3 7

津 市は、介護保険課（平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5） 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 4 9

三重県は、国保連合会介護保険課 0 5 9 - 2 2 2 - 4 1 6 5

その他の市町は、各々の介護保険窓口・苦情受付相談窓口等へお願いいたします。

以上、居宅介護支援サービスの提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 [事業者]
住 所 津市片田長谷町226番地

社会福祉法人 敬愛会

説明者 職 名 _____

氏 名 _____ 印

以上、本書面に基づいて事業者から重要事項説明書の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日 [利用者]

住 所 _____

氏 名 _____ 印

[代理人]

[]

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

< 重要事項説明書付属文書 >

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② 契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他、契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第14条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用終了の場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第15条参照）

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。
その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う事などによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|--|

4. 複数のサービス事業者等の紹介及び選定理由

介護保険サービスを利用するにあたって、複数のサービス事業者等の紹介を求めることや、その選定理由について説明を求めることができます。

5. 入院時の医療機関への説明

医療機関に入院になる場合は、医療機関に事業所連絡先及び担当者名を伝えてください。

6. 当事業所ケアプランの利用状況の説明

前6ヶ月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合を別紙にて説明いたします。（努力義務）

7. 居宅介護支援における特定事業所加算の詳細

算定要件		加算 (Ⅱ) (421 単位)	加算 (Ⅲ) (323 単位)
①	専ら指定居宅介護支援提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	1 名以上	1 名以上
②	専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員配置していること	3 名以上	2 名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○
④	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 100/40 以上であること	×	×
⑥	当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○
⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している事	○	○
⑨	居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○
⑩	指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人あたり 45 名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は 50 名未満）であること	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること	○	○
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○